

愛知県環境影響評価審査会環境影響評価指針部会会議録

- 1 日時 平成25年1月22日（火）午前10時から午前11時20分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 5階 研修室
- 3 議事
 - (1) 環境影響評価指針の一部改正について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員8名、説明のために出席した職員13名
- 5 傍聴人
傍聴人3名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 環境影響評価指針の一部改正について
 - ・ 議事録の署名について、大東部会長が長谷川委員と山澤委員を指名した。
 - ・ 資料1から4までについて、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【井上委員】資料2の3ページのⅡ（3）「事後調査の項目等の選定に関する指針」で記載されている専門家の助言について、上の（1）イ「環境影響評価項目の選定」等で記載のある助言の内容、専門家等の専門分野及び専門家等の所属機関の種別について記載がないのはなぜか。
- 【事務局】事後調査に関しても、4ページの（4）イ「報告書の作成」において、専門家の助言の内容や専門分野、専門家の所属機関の種別について規定している。「事後調査の項目等の選定に関する指針」では、指針の構成上記載がない。
- 【山澤委員】資料2の3ページのⅡ（1）エ「参考手法」において、「最適な手法を選定する。」としているが、これはかなり難しいことであり、事業者と審査会で最適な手法の判断が異なることもある。
- 【事務局】国の基本的事項等に関する技術検討会の報告書を踏まえて追加された規定であり、事業者として複数の手法の中から最適と判断する手法を選択するよう求める趣旨である。審査会で別の手法が最適であるという結論になれば、それを踏まえて知事意見を示すことになる。
- 【大東部会長】補足であるが、参考手法で示されている手法を画一的に利用するのではなく、事業特性や地域特性等を考慮し事業者が最もよいと判断する手法を

選択することを「最適な手法を選定」と規定している。

【吉久委員】資料2の3ページのⅡ(1)イ「環境影響評価項目の選定」で、超低周波音の()内の記載が「20 ヘルツ以下の音波」と記載されている。人の耳に聞こえない周波数帯であるため、本来は「音波」とするのが正しいと思うが、資料3の改正指針案は全体として国の主務省令に準じたものとしており、また、31ページの低周波音の参考手法において「音の伝搬の特性を踏まえて」とされているため、整合性を考慮し、「20 ヘルツ以下の音をいう。」としてはどうか。

【事務局】ご意見を踏まえ、資料3の4ページ3(1)イ、23ページの別表第1の備考欄の3及び49ページの別表第2の備考欄の2について、超低周波音の()内の記載を「周波数20ヘルツ以下の音」とする。

【長谷川委員】資料3の22から24ページの参考項目で、「資材等の搬入及び搬出」に伴う「動物」への影響について「○」がない。繁殖時などに陸上性の動物が移動する際に、運搬車両により大きな影響を受ける可能性があるため、事業者配慮を促す意味でも、これを参考項目とするべきではないか。

【事務局】資材の搬入及び搬出のための車両は、通常、既存道路を利用するため、動物の生息域の分断への観点で、環境影響評価の項目とすることはないが、事業の中で取付道路を設置するというのであれば環境影響評価の項目として選定することが考えられる。

参考項目は、一般的な事業内容についての環境影響評価の項目選定の参考としてまとめたものであり、事業特性や地域特性に応じて、必要な項目を事業者の判断で追加していくべきものである。参考項目であるか否かに関わらず審査会で必要な項目が選定されていないと判断された場合は、県としてはそれを踏まえて事業者に対し項目として選定するよう知事意見を述べることで考えられる。

【夏原委員】資料3の5ページ第7第1項の(3)のイで、「里地及び里山並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの」とされているが、「及び」、「並びに」の前後の関係はどのようになるのか。

また、「干潟」について、アで人為的な改変をほとんど受けていないような自然のもの、ウで人為的であっても水質浄化機能を有するものが挙げられている。このうち、ウは、水質浄化機能だけでなく、鳥が飛来するような干潟も含めるべきであり、「水質浄化機能」を「生態系機能」に変えるか、変えないのであればそのような干潟が除外されないように運用されたい。

【事務局】「里地及び里山であって、減少又は劣化しつつあるもの」、「氾濫原に所在する湿地帯に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの」、「河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの」という意味である。

干潟については、(3)で「次に掲げるような、生態系の保全上重要であって」と記載しており、生態系機能は前提となっている。運用の段階では、人為的であっても重要な干潟が配慮事項の検討対象から漏れないように気

をつけていきたい。また、審査会においてもそのような観点からご意見をいただきたいと考えている。

【大東部会長】その他の意見がなければ、事務局から修正部分の確認をお願いしたい。

【事務局】資料3の部会報告案の4ページの3(1)イ、23ページの別表第1の備考欄の3及び49ページの別表第2の備考欄の2について、超低周波音の()内の記載「周波数20ヘルツ以下の音波」を「周波数20ヘルツ以下の音」に修正する。

【大東部会長】ただ今、事務局から説明のあったとおりに修正をしたものを部会報告としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・資料3について、事務局から説明のあった3箇所の修正を行った上で部会報告とすることです承された。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会